国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）第49条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの	
地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日 二　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日 三　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日 四　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 五　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七　外国において学校教育における12年の課程を修了した日 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した日	
観光庁経験者採用試験（係長級（事務））	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者	

国家試験

平成26年度経験者採用試験（係長級（事務））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成26年８月１日

人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成26年度経験者採用試験（係長級（事務））

2　対象官職　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用Ⅰ種試験による採用後４年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

222,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　平成26年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者。

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成26年９月28日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成26年10月22日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成26年11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　最終合格者発表　平成26年11月14日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

②　申込受付期間　平成26年８月15日（金）９時から８月21日（木）まで。

なお、申込みは、８月21日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験の申込み　受験申込用紙は、人事院事務総局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、人事院事務総局に提出すること。